

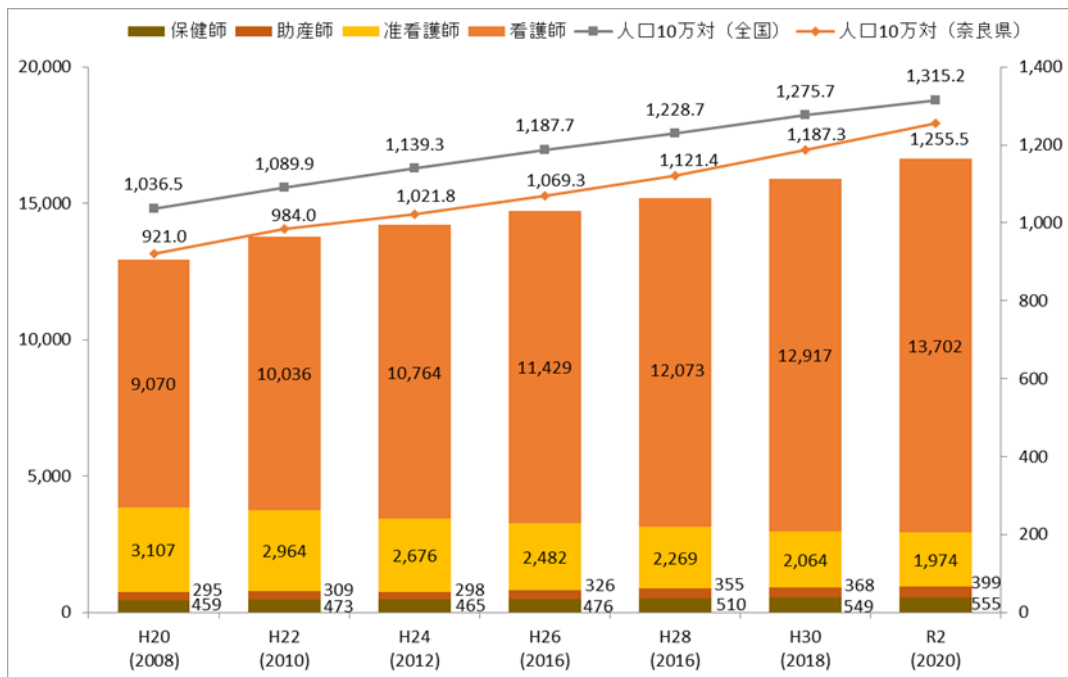
第2節 看護職員確保

1. 現状

(1) 看護職員数

令和2(2020)年12月末現在、奈良県内で就業する看護職員数は16,630人です。人口10万人あたりでの看護職員数は、1,255.5人となっており、全国平均(1,315.2人)を下回っていますが、平成30(2018)年からの増加率は全国平均(3.1%)を上回り、5.7%となっています。職種別職員数は、准看護師は年々減少していますが、看護師・助産師・保健師は増加しています。その内、看護師・准看護師数については、人口10万人あたりでは、全国平均(1241.0人)に対して、1,183.5人と全国を下回っていますが、増加率は全国平均(3.0%)を上回り5.8%となっています。

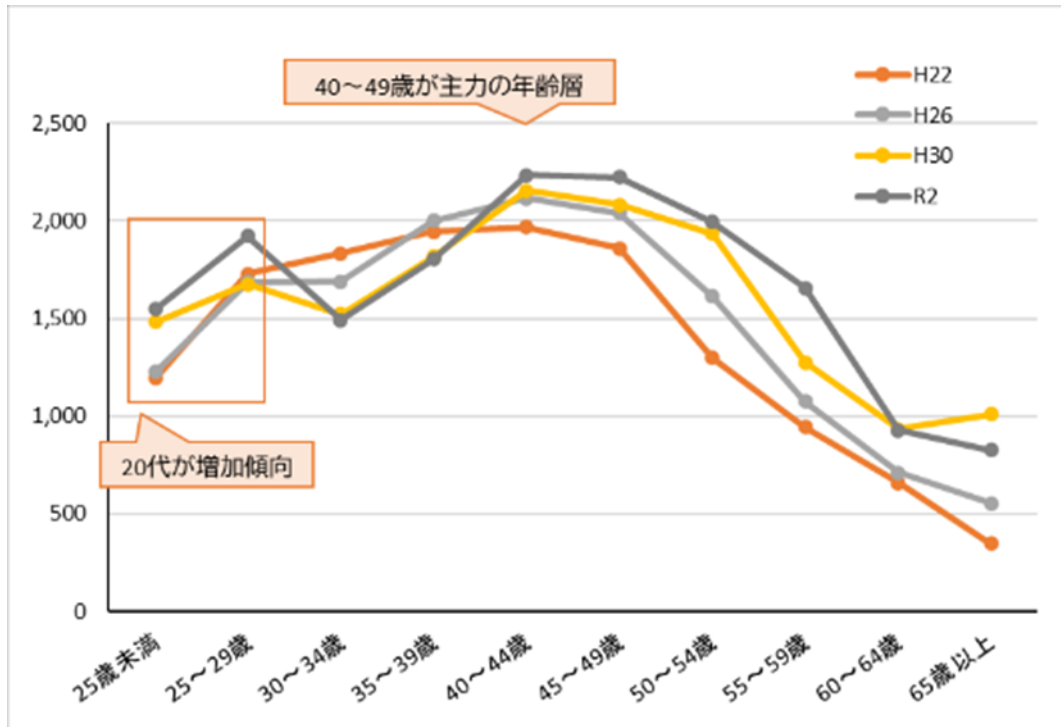
図1 奈良県看護職員数の推移【保健師・助産師・看護師・准看護師】



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

本県の年齢階級別の看護職員数のグラフでは、平成22(2010)年末は30～44歳まで緩やかに上昇し40～44歳がピークとなり、その後は年齢を経るとともに下降していました。令和2(2020)年末では29歳までは上昇傾向ですが30～34歳は大きく落ち込み、35歳以降再び上昇に転じ、40歳から44歳をピークにその後は年齢を経るとともに下降するという2つのピークが現れます。これにより10年前に比べて出産を機に一時離職する人が増え、主力となる看護職員が高齢化していると考えられます。

図2 看護職員の年齢構成（年齢階級別年次推移）



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

（2）看護職員の需給推計

国が令和元（2019）年に公表した「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ」における需給推計では、奈良県は、令和7（2025）年には看護職員の需要が供給を約 2,000 人上回ると推計されています。

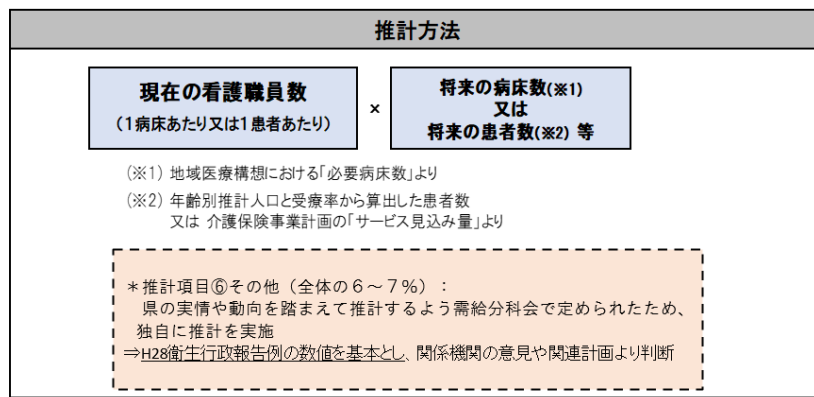
なお、令和7年の看護職員需要推計数と令和2（2020）年時点の職員数を比較した場合、令和7年の看護職員需要推計数を100とすると、看護職員総数では、85.25、病院・診療所は92.97、訪問看護事業所は64.21、介護保険サービス業は73.28となり、病院・診療所に比べて訪問看護事業所や介護保険サービス業の方が将来の需要推計数と現時点での供給数の差が大きくなっています。

図3 看護職員の需要推計方法

【1】 需要推計結果及び推計方法（従事場所別に算出）

推計項目(従事場所別)	常勤換算 ベース	実人数 ベース(※)	《参考》
			令和2年時点の 職員数(供給数)
①病院(有床診療所を含む)	10627.6	11,442.7	10,638
②精神病床			
③無床診療所	2191.7	3,221.8	2,104
④訪問看護事業所	1036.9	1,244.3	799
⑤介護保険サービス	2051.0	2,448.3	1,794
⑥その他* (保健所、県・市町村、学校等)	1002.6	1,149.4	1,295
合計	16909.8	19,506.5	16,630

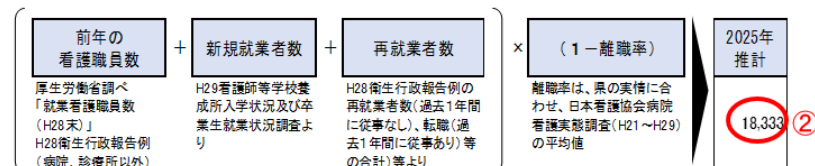
(※)まず常勤換算の需要数を求め、次にH28衛生行政報告例等の常勤換算数と実人数の比率を乗じて実人数の需要数を算出



【2】 看護職員の労働環境の変化に対応した需要推計

令和7年需要推計 (実人数ベース)			1月当たりの 超過勤務時間	1年当たりの 有給取得日数	需要推計
	19,506.5	シナリオ①	10時間以内	5日以上	20,127
シナリオ②		10時間以内	10日以上	20,308 ①	
シナリオ③		0時間	20日以上	21,616	

【3】 供給推計結果及び推計方法（県総数を算出）



①が②より約2,000人上回る

出典：厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会
中間とりまとめ」

(3) 医療圏ごとの従事場所別看護職員数

奈良県の平成 30（2018）年と令和 2（2020）年の 2 次医療圏ごとの従事場所別看護職員数を比較すると、全域で訪問看護事業所や介護保険サービスの職員数の増加率が高くなっています。

また、へき地が多くを占める南和医療圏における職員数はほぼ横ばいとなっています。

表 1 奈良県における 2 次医療圏毎の従事場所別看護職員数の増減

	奈良			東和			西和			中和			南和			全域			
	H30	R2	増加数	H30	R2	増加数	H30	R2	増加数	H30	R2	増加数	H30	R2	増加数	H30	R2	増加数	増加率
病院・有床診療所	2,992	3,089	97	1,839	1,882	43	2,321	2,403	82	3,079	3,195	116	386	375	-11	10,617	10,944	327	3.08%
無床診療所	621	631	10	274	280	6	422	519	97	416	413	-3	111	123	12	1,844	1,966	122	6.62%
訪問看護事業所	234	261	27	101	113	12	163	189	26	167	245	78	37	25	-12	702	833	131	18.66%
介護保険サービス	487	457	-30	275	321	46	364	482	118	387	468	81	117	128	11	1,630	1,856	226	13.87%
その他	296	321	25	195	198	3	318	339	21	374	369	-5	112	119	7	1,295	1,346	51	3.94%
総計	4,630	4,759	129	2,684	2,794	110	3,588	3,932	344	4,423	4,690	267	763	770	7	16,088	16,945	857	5.33%

出典：業務従事者届より集計（衛生行政報告例の人数とは差異が生じます。）

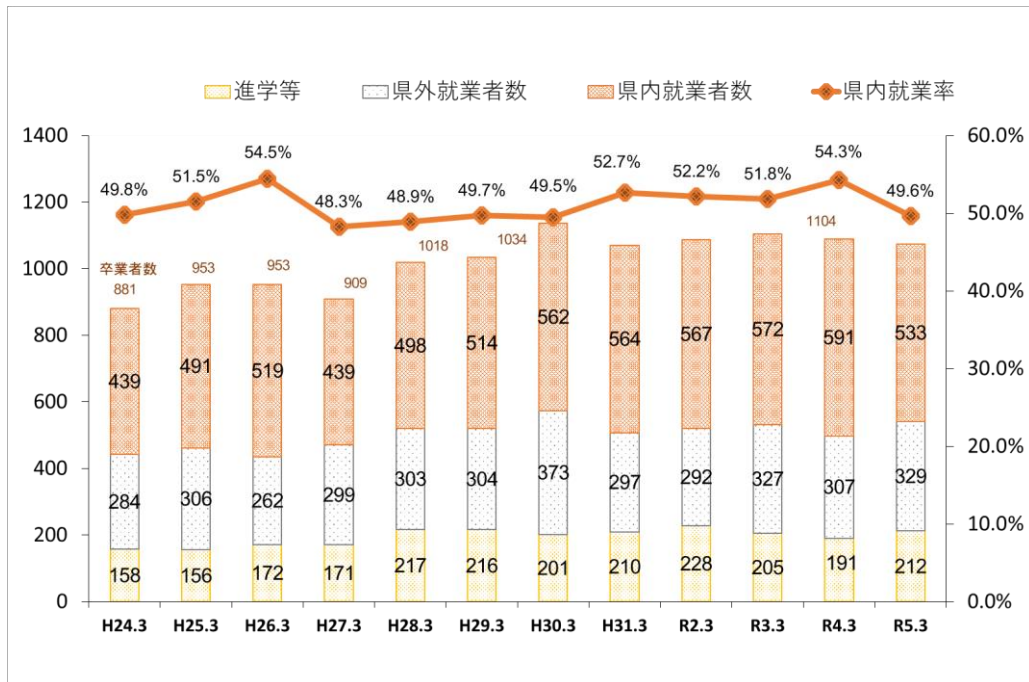
(4) 看護師等学校養成所卒業生の就業状況

奈良県内には 18 の看護師等学校養成所（養成所 10 校、大学 4 校、短大 1 校、高校 1 校、准看護師課程 2 校）があり、令和 5（2024）年 3 月の卒業生は 1,074 人です。

卒業生のうち、進学等を除く 862 人が医療機関に就業していますが、県内医療機関への就業者は就業者全体のうち 533 人（卒業生の 49.6%、医療機関への就業者の 61.8%）となっています。従来より、県外の看護師等学校養成所を卒業して県内で就業した流入者より、県外への流出者が上回っており、これは、県内大学・短大の看護師等養成課程からの県外就業率が高いことが大きな要因となっています。

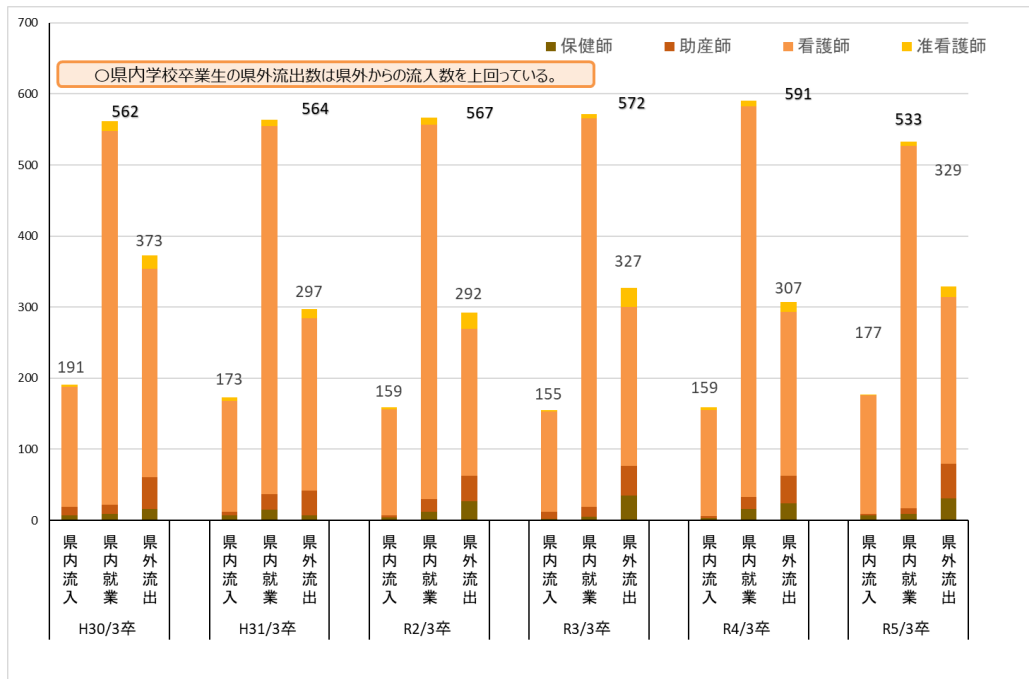
県外就業の要因としては、県外から通学する学生が多いことが考えられます。

図4 奈良県看護師等学校養成所の卒業・就業状況



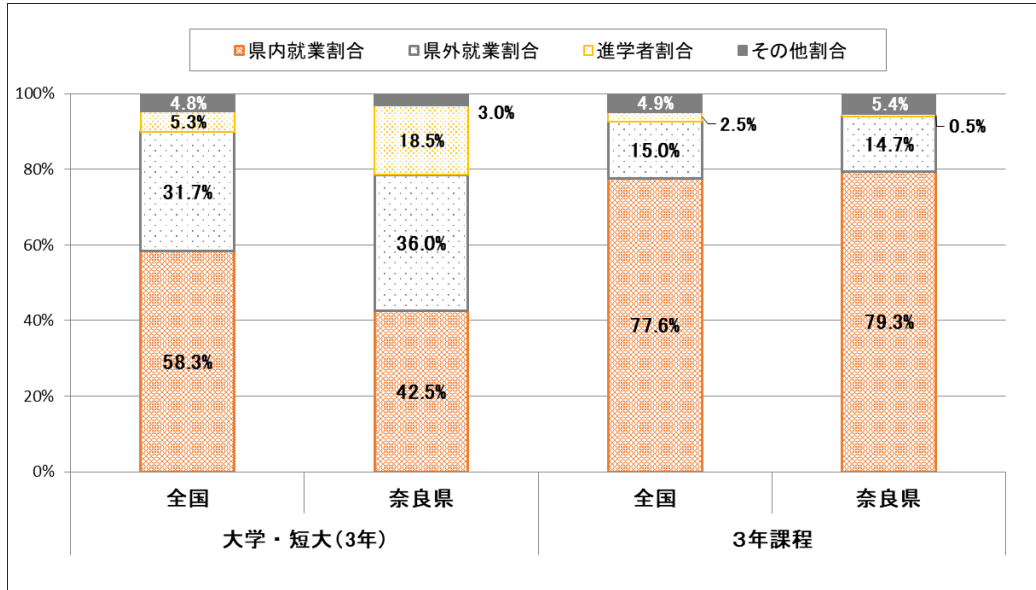
出典：厚生労働省「看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」

図5 新卒看護職員の就業状況（県内流入数・県内就業数・県外流出の数の比較）



出典：厚生労働省「看護師等養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」

図6 看護師の大学・短大、3年課程における卒業後の状況



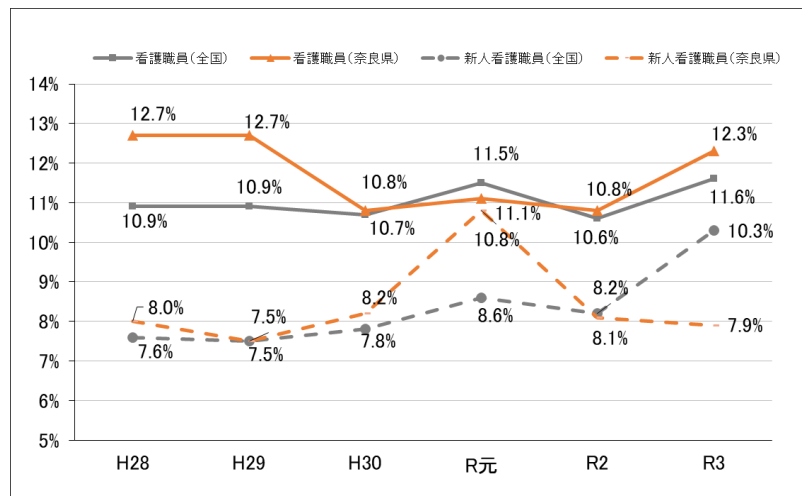
出典：厚生労働省「令和5年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」

(5) 離職率の状況

奈良県の病院看護職員の離職率は平成29(2017)年度までは12.7%と全国平均(10.9%)よりも高い水準にありましたが、平成30(2018)年度以降は概ね全国平均レベルで推移しています。

新人看護職員の離職率は、平成30年度までは全国平均レベルで推移していましたが、令和元(2019)年度は10.8%と全国平均(8.6%)より2ポイント以上離職率が高くなりました。令和2(2020)年度は全国平均レベルに改善し、令和3(2021)年度には7.9%と全国平均(10.3%)より2ポイント以上離職率が低くなっています。

図7 看護職員離職率(常勤職員)



出典：日本看護協会「病院看護実態調査」

(6) 看護の質の変化

急激な少子高齢化の進展による地域社会の変容や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化が進む中で、看護職には多様で複雑な患者の医療・生活ニーズに寄り添い、他職種と連携した患者のケアを担う中心的な役割に加えて、タスク・シフト／シェアの推進等による医師の役割の補完等、求められる範囲が拡大しています。そのため特定行為研修修了者や専門看護師^{※135}、認定看護師^{※136}等、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護実践ができる看護職員を養成する必要があります。奈良県では専門看護師認定者数は近年横ばいですが、特定行為研修修了者数及び認定看護師認定者数は着実に増加しています。

○県内の特定行為研修^{※137}の指定研修機関

- ・奈良県立医科大学、奈良県立病院機構医療専門職教育研修センター、天理よろづ相談所病院

○県内の特定行為研修の協力施設数

・15

表2 特定行為研修修了者の県内就業者数

就業施設	訪問看護	病院等
令和2年12月 (出典：衛生行政報告例)	2	38
令和4年10月 (出典：看護師の特定行為研修制度ポータルサイト 「特定行為研修修了者名簿」)	7	62

※135 看護系の大学院で修士課程を修了し、必要な資格を取得した後に、認定審査に合格することで取得できる資格。

※136 認定機関が定める800時間程度の教育を受け、認定審査に合格することで取得できる資格。

※137 看護師が手順書により特定行為（診療の補助）を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修。

○専門看護師

表3 奈良県 専門看護師認定者数推移（各年12月末日の登録者数）

年（西暦）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 12月 現在
がん看護	6	6	8	9	9	10	10	11	11	11	10
老人看護	1	1	2	2	2	2	3	4	3	3	3
急性・重症患者看護		1	1	1	1	1	1		1	3	3
精神看護	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
慢性疾患看護	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
地域看護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小児看護			1	1	1	1	1	1		1	1
家族支援									1	1	1
在宅看護	1	1	1	1	1	2	3	3	3	2	1
災害看護									1	1	1
母性看護											
感染症看護											
遺伝看護											
放射線看護											
合計	11	12	16	17	18	20	23	24	25	27	25

出典：日本看護協会「都道府県別登録者数一覧」

○認定看護師

表4 奈良県 認定看護師認定者数推移（各年12月末日の登録者数）

年(西暦)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 12月現在
緩和ケア(A課程)	22	21	22	25	26	28	28	28	28	27	27
感染管理(A課程)	12	15	16	18	19	19	19	19	20	18	23
認知症看護(A課程)	4	5	7	7	12	12	12	16	18	23	21
皮膚・排泄ケア(B課程)										11	18
皮膚・排泄ケア(A課程)	25	25	26	27	29	30	31	32	32	21	16
がん化学療法看護(A課程)	11	12	15	16	18	19	20	20	21	17	16
救急看護(A課程)	8	11	13	14	15	15	17	17	17	13	12
摂食・嚥下障害看護(A課程)	3	3	3	4	4	5	5	7	9	11	11
クリティカルケア(B課程)										7	11
訪問看護(A課程)	5	6	8	10	10	12	13	13	13	10	10
がん性疼痛看護(A課程)	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
脳卒中リハビリテーション看護(A課程)	1	2	6	6	7	7	8	9	8	8	9
手術看護(A課程)		1	2	4	5	8	10	10	10	9	7
糖尿病看護(A課程)	4	5	6	7	7	8	8	8	8	7	6
がん放射線療法看護(A課程)	2	3	4	4	4	4	5	5	5	5	5
集中ケア(A課程)	5	5	5	5	6	6	6	7	7	4	4
新生児集中ケア(A課程)	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	4
慢性心不全看護(A課程)				2	3	3	3	3	3	3	4
がん薬物療法看護(B課程)										4	4
不妊看護(A課程)	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
透析看護(A課程)	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3
感染管理(B課程)											3
乳がん看護(A課程)	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2
慢性呼吸器疾患看護(A課程)		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
呼吸器疾患看護(B課程)										1	2
在宅ケア(B課程)										2	2
手術看護(B課程)										1	2
糖尿病看護(B課程)										1	2
認知症看護(B課程)											2
小児救急看護(A課程)		1	1	1	2	2	2	2	2	2	1
心不全看護(B課程)											1
摂食嚥下障害看護(B課程)											1
乳がん看護(B課程)											1
がん放射線療法看護(B課程)											
緩和ケア(B課程)											
小児プライマリケア(B課程)											
新生児集中ケア(B課程)											
腎不全看護(B課程)											
生殖看護(B課程)											
脳卒中看護(B課程)											
A課程合計	122	137	158	175	192	203	212	221	227	204	195
B課程合計										27	49
合計	122	137	158	175	192	203	212	221	227	231	244

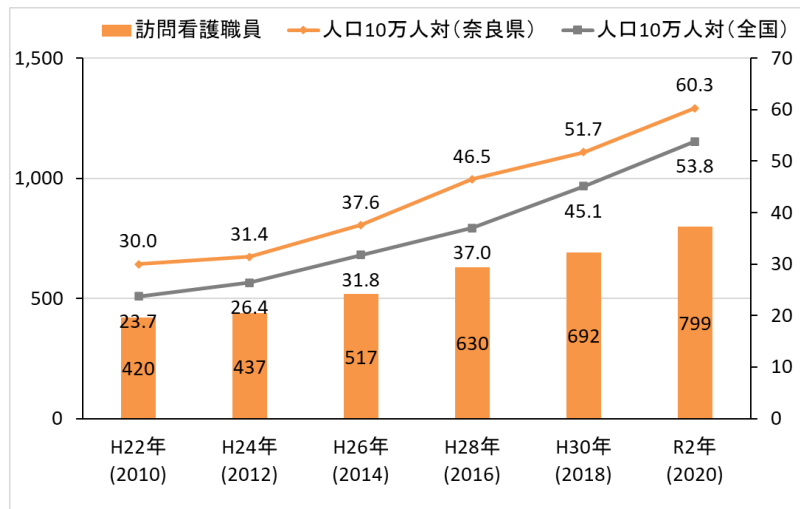
出典：日本看護協会「認定看護師者数推移【全国】【都道府県別】」

(7) 在宅医療に関わる看護職員の現状

奈良県内の訪問看護職員数は、平成 22 (2010) 年の人口 10 万人あたりで 30.0 人 (全国平均 23.7 人) から、令和 2 年の 60.3 人 (全国平均 53.8 人) まで、常に全国平均を上回っています。

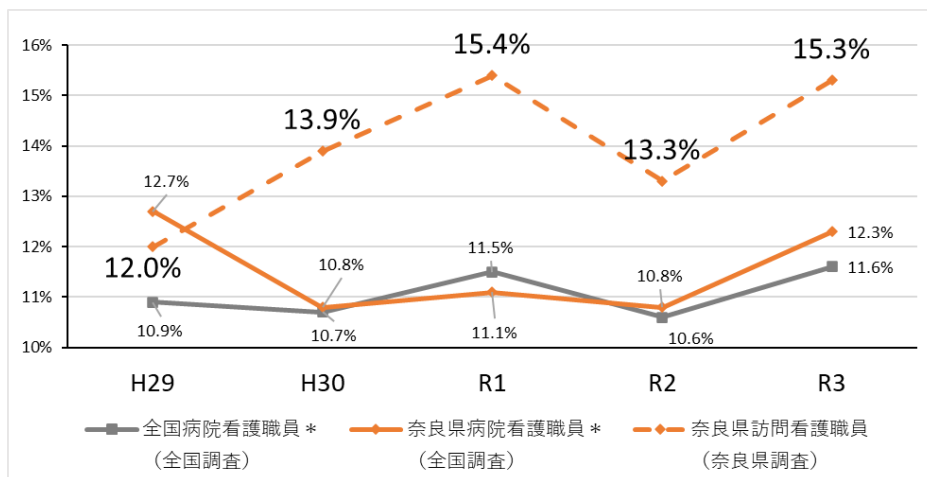
しかしながら、訪問看護職員の離職率は、病院看護職員の離職率を上回っており、離職者の約 4 分の 3 を在職年数 3 年未満の職員が占めています。

図 8 県内の訪問看護職員就業者数の推移



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

図 9 訪問看護職員の離職率の推移

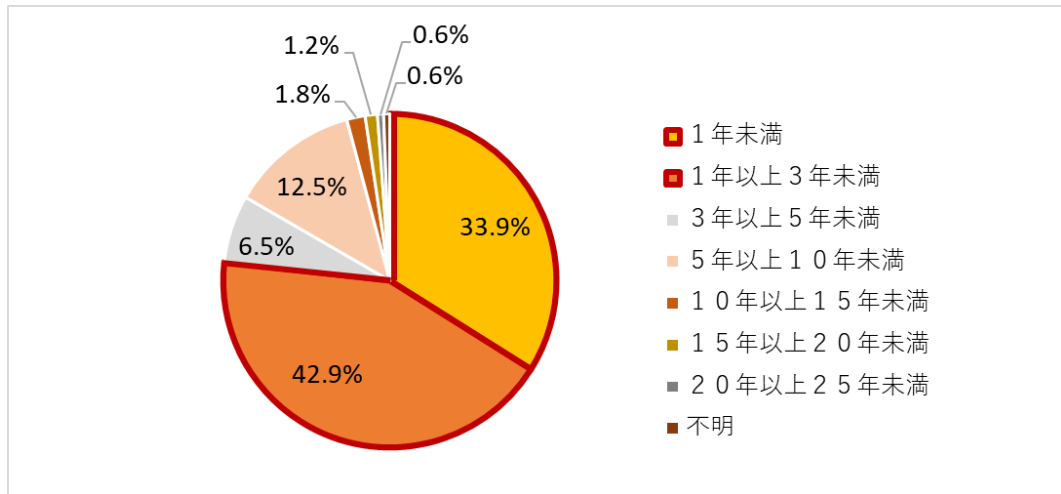


出典：【全国病院看護職員*】【奈良県病院看護職員*】

日本看護協会「病院看護実態調査」

【奈良県訪問看護職員 (奈良県調査)】奈良県・奈良県訪問看護総合支援センター「訪問看護ステーション実態調査」

図 10 令和3年度訪問看護職員離職者の在職年数別内訳



出典：奈良県・奈良県訪問看護総合支援センター「訪問看護ステーション実態調査」

2. 課題

(1) 働きやすい、働き続けられる職場環境の整備

令和元（2019）年に実施した看護職員の需給推計の結果によると奈良県では、2025年（令和7年）には看護職員の需要が供給を約2,000人上回ると推計されており、引き続きナースセンター※¹³⁸等と連携し、新規養成・復職支援・定着促進を3本柱とした取組により働きやすい、働き続けられる職場環境を整備していく必要があります。

① 新規養成

県内看護師等学校養成所の卒業生の県内就業の促進等により県内で働く看護職員を増やすためには、県内医療機関等において、積極的に臨地実習を受け入れていくことに加え、看護の仕事の魅力を若い世代を対象に発信し、看護職を目指す学生を増やしていく必要があります。

② 復職支援

少子化により看護学生の確保に限界が生じるなかで、必要な看護職員を確保するには、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の免許を持ちながら、その仕事に就いていない潜在看護師等に看護職として復職してもらうことが重要です。特に看護職として長年病院や施設において様々な看護の経験を積んだ高齢期の看護職（プラチナナース）の再就業を積極的に推進していく必要があります。

※¹³⁸ 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき奈良県知事が指定し、看護職の無料職業紹介を行う厚生労働大臣認可の無料職業紹介所。

③ 定着促進

看護職員が挙げる離職理由の上位には、「結婚・出産・育児などのライフステージの変化」によるものだけでなく、「職場の人間関係」や「勤務時間が長い」、「超過勤務が多い」、「休暇が取れない」等、勤務環境に関するものも多くあります。また、本県が令和4年12月16日から令和5年1月31日まで看護職員を対象として実施したアンケート調査によると、現在就業している看護職員が引き続き勤務を継続する理由の上位には、「能力や経験を活かせる」や「学ぶ機会が多い」等のキャリア形成がしやすい環境であるということがあがっていました。こうしたことから、定着していきいきと働き続けられるようにするためには、ライフステージの変化に対応できる多様な働き方やタテ・ヨコ隔てなく風通しのよい職場づくり、キャリアアップの道筋の見える化等に取り組んでいく必要があります。

(2) 在宅医療・訪問看護ニーズへの対応

高齢多死社会を迎え、住み慣れた自宅等での在宅医療の推進が求められています。在宅医療の現場で看取りや重症度の高い利用者に対応するためには、訪問看護職員の確保と質の向上が不可欠であり、そのための体制整備が必要となります。

① 訪問看護職員の養成

奈良県の訪問看護職員数は人口10万人あたりで全国平均を上回っていますが、「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ」における需給推計結果では、需要が供給を上回る割合が最も高い領域となっています。現状では25歳未満の若い看護職員の9割以上が病院に勤務していることから、看護学生等の若い世代に訪問看護師を目指してもらうための取組を進めるとともに、病院を離職した看護職員や潜在看護職に対して訪問看護師として復職してもらえよう、訪問看護の知識・技術等について学ぶ機会の提供や訪問看護職場の求人情報の提供などの取組をナースセンターと連携して進めていく必要があります。

② 訪問看護職員の定着促進

県内の訪問看護職員数は増加していますが、特に離職率が高い在職年数の浅い訪問看護職員が定着できるよう離職防止対策を実施していくことが必要です。定着促進を図るため、特に新任の訪問看護職員に対する指導や支援を行う必要があります。

また、訪問看護職員が定着して働き続けるためには安全に安心して働ける職場環境を整備することが必要です。令和4年度奈良県訪問看護ステーション実態調査によると7割以上の訪問看護ステーションが利用者からの暴力・ハラスメントを受けたことがあると回答しており、利用者からの暴力・ハラスメント防止対策を強化していく必要があります。

(3) 看護の質の担保と向上

看護職員の役割が拡大する中、専門的な知識と技術に裏付けられた高い看護水準を担保するためには、特定行為研修修了者をはじめとして専門看護師や認定看護師等高いスキルを持つ看護職員を養成し、質の向上を図る必要があります。

衛生行政報告例によると令和 2 (2020) 年末の県内の特定行為研修修了者の就業者数は 40 名でしたが、令和 3 年度に県内の指定研修機関が 1 か所から 3 か所に増えたこともあり、看護師の特定行為研修制度ポータルサイトに掲載された特定行為研修修了者名簿によると令和 4 (2022) 年 10 月末時点での県内の特定行為研修修了者の就業者数は 69 名に増加しました。しかしながら、領域別の修了者数でみると、訪問看護・慢性期分野は 9 名にとどまっており、特に在宅分野での特定行為研修を修了した訪問看護職の確保が急務となっています。また、急性期やその他の分野についても医療の高度化・専門化への対応やタスク・シフト/シェアの推進の観点から特定行為研修修了者を養成していく必要があります。本県では、本計画の終了期間である令和 11 (2029) 年までに特定行為研修修了者の就業者数や特定行為研修指定研修機関数の目標を以下のとおり定めます。

① 訪問看護ステーションで勤務する特定行為研修修了者の就業者数

24 時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受入、居宅介護支援事業所の設置等機能の高い訪問看護ステーションである機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費 1）の認定の要件の 1 つに「看護職員（常勤換算）が 7 人以上であること」があるため、7 人以上の訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護ステーションになり得る施設）に 1 人以上の特定行為研修修了者を配置するのに必要な人数を目標値として定めました。

○7 人以上の訪問看護ステーション数（推計）49

○目標数 49 名

② 病院等で勤務する特定行為研修修了者の就業者数

県内各病院に令和 11 年までに配置したいと考えている特定行為研修修了者の人数の聞き取り調査を行い、その結果を踏まえて目標値を定めました。

○目標数 276 名

③ 特定行為研修指定研修機関数

県内の特定行為研修の指定研修機関は 3、協力施設は 15 あります。

○目標数 現在の施設数から増加

特定行為研修修了者等（地域の実情を踏まえた在宅看護や患者のニーズに即した専門性の高い看護の実践のために必要となる特定行為研修修了者やその他の専門性の高い資格を持つ看護師）が実際に就業先で特定行為を実施したり、専門性を発揮した看護を実践する必要があります。しかしながら、特定行為研修の修了後やその他の専門性の高い資格の取得後に当該資格等を有効に活かして働いていないようなケースがあり、特定行為研修修了者等が特定行為の実施や専門性の発揮が可能となる体制整備を行うことが必要です。

(4) へき地の医療に従事する看護職員の確保

へき地の医療提供においてへき地診療所^{※139}が担う役割は非常に重要ですが、へき地診療所で勤務する看護職の人員は逼迫しており、休暇や研修の機会が確保できていないほか、急な退職や育児休業等で代替職員の求人を行っても応募者がなかなか集まらない状況です。今後も地域の医療提供を維持していくためには、安定的に看護職員が確保できるよう対策を検討する必要があります。

3. 具体的な取組

(1) 必要となる看護職員総数の確保

① 新規養成

- 看護師等学校養成所の運営費や看護教員のキャリアアップを支援するとともに、医療機関等の実習指導者の養成により、看護基礎教育の充実・質の向上を図り、質の高い看護職員を養成します。
- 将来、県内で働く意志のある看護学生に対し修学資金を貸与し、新規就業者の県内定着を促進します。
- 県内医療機関による看護学生の臨地実習の受入促進や、県内医療機関の看護職場の魅力発信による就業者の確保を図ります。
- 県内の小中学校を対象とした看護についての出前授業や、中学生以上を対象とした医療機関における看護の仕事体験を実施することにより、若い世代に看護職の仕事の魅力を発信します。

② 復職支援

- 奈良県ナースセンターを中心に、ハローワーク等との連携を図りながら、離職時等の届出制度を活用した潜在看護師等に対する情報の発信、就業情報の提供及び復職支援研修等を実施するとともに、ストレスの多い環境にある看護職員が精神的な悩みを相談できる体制を整備することで、看護職員の離職防止や復職を促進します。
- プラチナナースがこれまでのキャリアを活かし、自分の能力やライフスタイルに合った活動を継続させることができるよう再就業支援のための研修を実施します。

③ 定着促進

- 新人看護職員への卒後臨床研修を実施することで、臨床現場が求める能力と新人看護職員の看護実践能力の乖離を埋め、安全で質の高い看護を提供するとともに、看護知識・技術の不足や医療事故への不安に伴う早期離職を防止します。

※139 へき地診療所…地域住民の医療を確保することを目的として、都道府県、市町村等が設置する診療所

- 育児による離職を防止するため、病院内保育所の運営を支援し、24 時間保育・休日保育・病児保育・児童保育等の実施により、子育てをしながら働き続けられる環境を整備します。
- 「良い職場には良い人材が集まる」という考えのもと、「看護職員がいきいきと働き続けられる職場づくり」を実現するため、県内病院の看護管理者や訪問看護ステーションの管理者、看護学の有識者などから「労働環境の改善」「キャリア形成の支援」「組織風土・職場意識の改善」について実効性のある対策に係る意見を聴取し、これを施策化することで、より実効性のある看護職員の離職防止や定着促進策を推進します。

(2) 在宅医療・訪問看護提供体制の推進

① 訪問看護職員の養成

- 令和3（2021）年4月に奈良県看護協会が開設した訪問看護の人材確保・体制整備を一体的に支援する訪問看護総合支援センターと連携し、訪問看護師や訪問看護士を目指す看護職からの相談受付や求人施設と求職者のマッチングなど訪問看護師人材確保の取組を進めます。
- 看護職員を目指す学生に対し、訪問看護の仕事を実際に体験してもらうインターンシップを実施し、訪問看護についての理解の促進及び就業意欲の醸成を図ります。
- 訪問看護をめざす看護職員に対し、訪問看護師養成講習会を実施し、訪問看護を担う人材を育成・確保を図ります。

② 訪問看護職員の定着促進

- 新任等未経験の訪問看護職員が訪問看護の知識・技術等を早期に身につけられるよう、先輩看護師が同行し、現場指導を行うプリセプター事業に対して支援します。
- 訪問看護職員が安心して働き続けられるよう利用者からの暴力・ハラスメントへの対応力強化のための研修を実施するとともに、訪問看護ステーションの管理者や外部有識者を交えて暴力・ハラスメント防止対策を検討していきます。
- 暴力・ハラスメント防止に関するチラシや利用にあたっての説明文を作成し、利用者に対し啓発します。
- 訪問看護ステーションの管理者や外部有識者を交え、暴力・ハラスメント対策にかかる先進事例の情報収集などをしたうえで、対応マニュアルの作成など具体的な対策を検討していきます。

(3) 最適な医療提供体制構築のための看護の質向上

- 看護職員の特定行為研修の受講経費や在宅医療関連分野の認定看護師の教育課程等の受講経費を助成する医療機関や訪問看護ステーションに対して補助を行うほか、受講期間中に必要な代替職員の人件費の補助を行い、看護職員の資格取得の促進を図ります。

- 特定行為研修修了者の養成目標を達成するため、県内の特定行為研修指定研修機関が受講者数を増やすことができるような環境整備に努めるとともに県内医療機関に対して研修制度の普及促進を図り、指定研修機関や協力施設を増加させます。
- 特定行為研修修了者等を含め、看護師が様々なキャリアを形成していけるよう医療機関への働きかけに取り組みます。また、特定行為研修修了者等から特定行為研修の実施やその他の専門性を発揮するうえでの問題点の聞き取りを実施したり、特定行為を普及させていくうえで欠かせない存在である医師に対して理解促進を図るなど、特定行為研修修了者等が特定行為の実施や専門性の発揮が可能となる体制を整備します。

(4) へき地の医療に従事する看護職員の確保

- 南部・東部地域では、人口減少が進み、市村単独での看護職員の確保が困難となっており、地域外や県外からも広く看護職員を確保する必要があります。
- そのためには、まずは南部・東部地域の市村の魅力やへき地医療の看護の魅力を広く発信し、多くの方に知ってもらうことが必要であることから、南部・東部地域の魅力を伝えるための取組を市村やナースセンター等と連携して実施し、情報発信の強化を図ります。

第3節 歯科医師

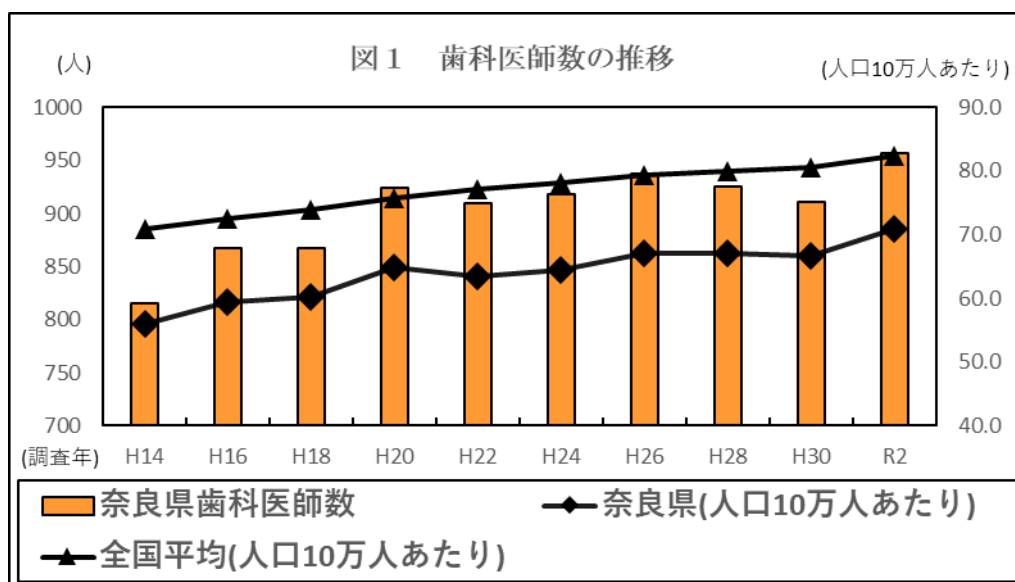
奈良県の歯科医師数は、令和2（2020）年12月末日現在957人で、人口10万人あたり70.9です（表1）。

歯科医師数は、平成20（2008）年以降増減を繰り返しており、近年は増加傾向となっていますが、全国平均（人口10万人あたり）を下回っています（図1）。

表1 歯科医師数の推移

	奈良県		全国平均 (人口10万人あたり)
	総数(人)	人口10万人あたり	
平成14年	815	56.1	71
平成16年	867	59.5	72.6
平成18年	867	60.2	74
平成20年	924	64.8	75.7
平成22年	910	63.5	77.1
平成24年	918	64.5	78.2
平成26年	938	67.0	79.4
平成28年	925	67.1	80
平成30年	911	66.6	80.5
令和2年	957	70.9	82.5

出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」



出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」

第4節 薬剤師

1. 現状と課題

本県の薬剤師数は、令和2(2020)年12月末日現在3,287人で、このうち、薬局、病院及び診療所に勤務する薬剤師は、2,628人(80.0%)です(表1)。

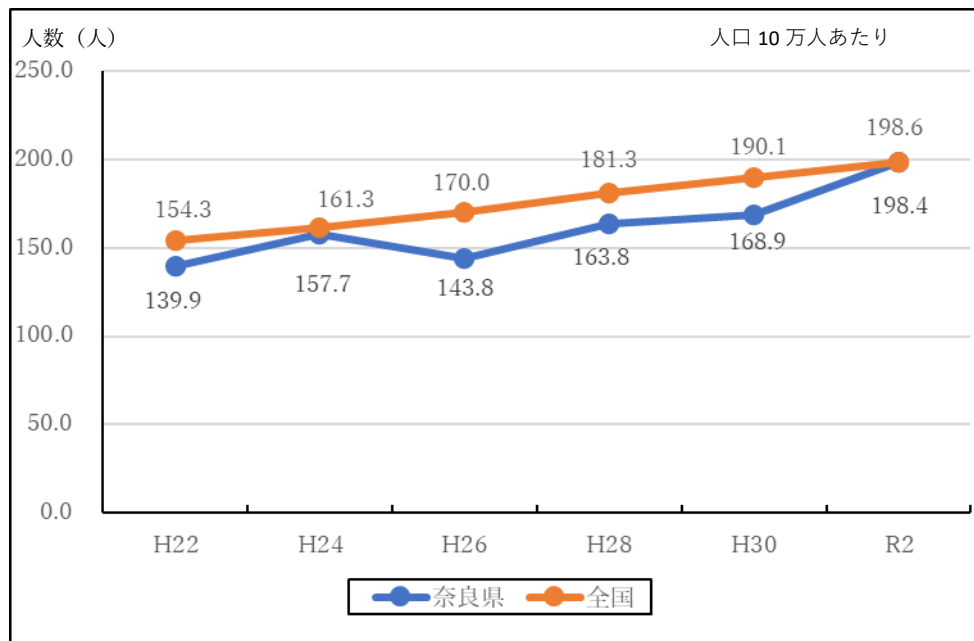
また、薬局、病院及び診療所に勤務する薬剤師数を全国平均と比較すると、人口10万人あたりで198.4であり、全国平均と同等ですが(図1)、薬剤師の地域偏在を示す二次医療圏別の薬剤師偏在指標(薬剤師の必要業務時間(需要)に対する、薬剤師の実際の労働時間(供給)の比率)においては、南和医療圏が薬剤師少数区域となっています(表2)。

表1 薬剤師数(従事する施設別)

	奈良県(人)	構成比(%)
総数	3,287	100.0
薬局	1,889	57.5
病院・診療所	739	22.5
大学 (勤務者及び大学院生 又は研究生)	12	0.4
医薬品関係企業	336	10.2
衛生行政機関等	86	2.6
無職	174	5.3
その他	51	1.6

出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」

図1 薬局/病院・診療所に勤務する薬剤師の推移(人口10万人あたり)



出典：厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」

表 2 二次医療圏別薬剤師偏在指標

	薬剤師偏在指標	
	病院薬剤師	薬局薬剤師
奈良県	0.86	0.92
奈良医療圏	0.84	1.09
東和医療圏	1.07	0.76
西和医療圏	0.78	0.99
中和医療圏	0.80	0.87
南和医療圏	0.73	0.48

■ 薬剤師多数区域

■ 薬剤師少数区域

出典：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 令和5年6月9日付け事務連絡
「薬剤師偏在指標等について」

2. 取り組むべき施策

県は、奈良県薬剤師会、奈良県病院薬剤師会等と連携して、薬学部生の実務実習の充実、病院・薬局における薬剤師の採用に係る情報提供の支援等に努め、特に南和医療圏での勤務促進に向け、薬剤師の確保を図ります。

なお、県内には薬学部がないことを踏まえ、県外で就学する者が県内での就職につながるような魅力発信に努めていきます。

第5節 保健師

1. 現状と課題

(1) 保健師数

奈良県内で就業する保健師数は、令和2（2020）年4月現在555人です。人口10万人あたりでは41.9人で、全国平均（44.1人）を下回っています。

就業先でみると、病院19人、診療所4人、訪問看護ステーション1人、介護保険施設等16人、社会福祉施設4人、保健所・県・市町村473人、その他38人となっており（表1）、保健所・県・市町村の従事者が85%以上を占めています。

表1 就業先別保健師数の推移（奈良県）

	病院 (人)	診療所 (人)	訪問看護 ステーション (人)	介護 保険施設等 (人)	社会 福祉施設 (人)	保健所・県 ・市町村 (人)	事業所・看護 師等・その他 (人)	総数 (人)
平成26年	4	1	1	1	2	402	65	476
平成28年	11	5	1	9	2	451	31	510
平成30年	13	3	5	5	7	480	36	549
令和2年	19	4	1	16	4	473	38	555

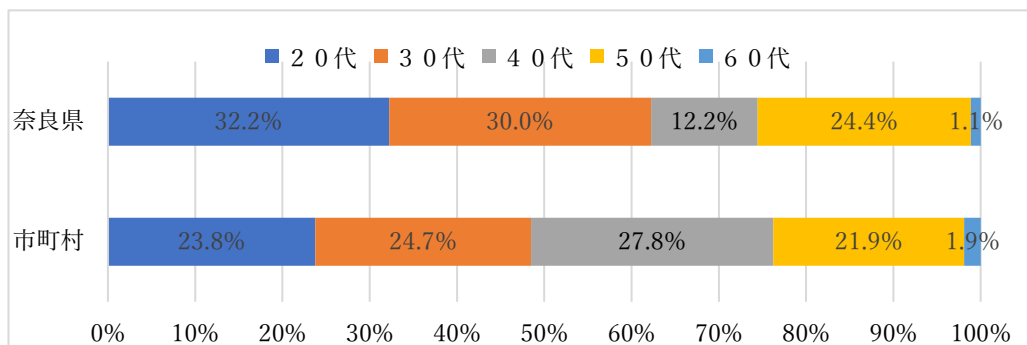
出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

(2) 年齢別保健師数

保健所又は市町村で就業する保健師のうち、県保健師は90人で、その年齢別構成は、令和5（2023）年4月1日時点で40歳代11人（12.2%）、50歳代22人（24.4%）、60歳代1人（1.1%）で、40歳以上の保健師が全体の37.7%となっています。平成14（2002）年度から平成21（2009）年度まで新規採用がなかった時期があり、40歳代の中堅層が極端に少なく、20～30歳代が62.2%と、6割以上を占めています。一方、市町村保健師の年齢別構成は、大きな偏りは見られず、20～30歳代が48.5%と約半数となっています（図1）。

県、市町村とも、若い世代の保健師の占める割合が年々高くなっており、新任期・中堅期保健師の育成、知識や技術の継承が課題となっています。

図1 保健師の年齢別構成割合（令和5年度）

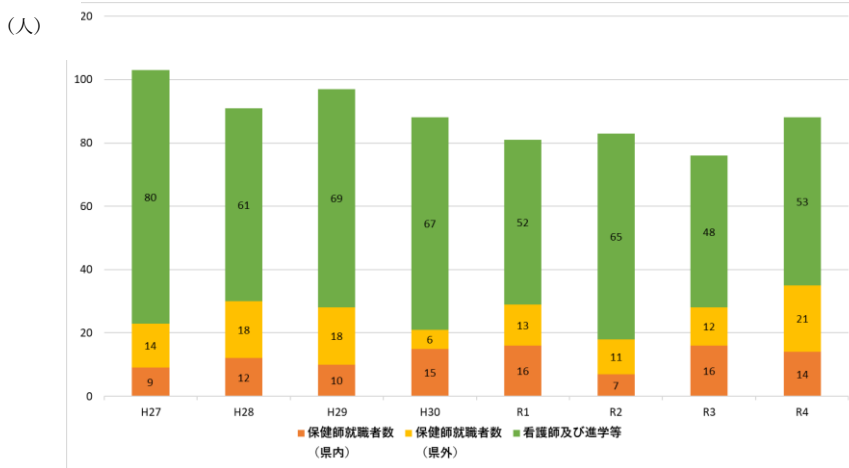


出典：奈良県健康推進課調べ（令和5年度保健師活動領域調査）

(3) 保健師教育機関

奈良県内の保健師教育機関は、令和5(2023)年4月現在4校で、保健師課程の定員は80人となっています。令和4(2022)年度の卒業生の就職状況をみると、「看護師及び進学等」が53人(60.2%)を占めており、保健師として就職する者が少ない状況です。また、県内に保健師として就職する者も14人(15.9%)となっており、保健師の人材確保が課題となっています(図2)。

図2 奈良県内保健師教育機関卒業生(保健師課程修了者)の就職状況



出典：奈良県健康推進課調べ

(4) 保健師の活動状況

保健師は地域における保健サービスの担い手として、すべての住民への健康支援を行っており、保健所においては専門的・広域的保健サービスを提供し、住民に身近な市町村においては利用頻度の高い保健サービスを一元的に提供しています(図3、4)。

保健師は近年、少子高齢社会への対応として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子保健対策、疾病や障害をもつ子どもやその家庭への支援、生活習慣病対策、感染症や大規模災害等による健康危機管理対応、高齢者や児童の虐待予防、難病対策、地域包括ケア及び精神保健対策等、多岐多様にわたる活動が求められています。

図3 事業別保健師活動

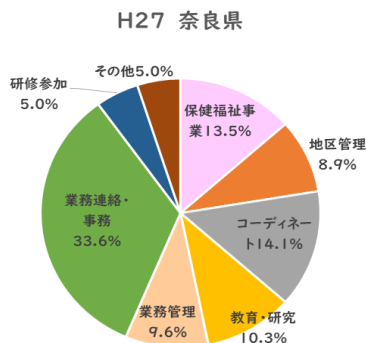
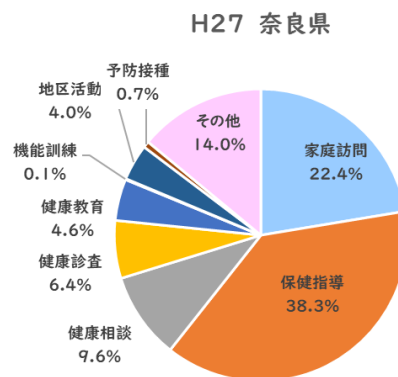


図4 保健福祉事業内訳



出典：H27年度保健師活動領域調査(活動調査)

2. 取り組むべき施策

(1) 保健師の人材確保

1) 共同採用

保健師の確保が困難になっている小規模市町村の人材確保のため、平成 29 (2017) 年度から、県と市町村が共同して採用試験を行い、広域的に保健師の確保を図っています。奈良県では、特に山間地の保健師の確保や定着が困難であることから、引き続き小規模市町村への支援について検討していきます。

2) 保健師教育機関との連携

毎年、保健師採用案内リーフレットを作成し、全国保健師教育機関に配布するとともに、県内及び近府県保健師教育機関と連携し、卒業生や既卒生に保健師の募集に関する情報提供を行っています。今後も、保健師教育機関と連携し、学生等のニーズ把握を行いながら本県の保健師確保に力を入れていきます。

3) SNS を活用した募集情報の周知

令和元 (2019) 年度から保健師人材確保LINE公式アカウントを開設し、県及び市町村の保健師募集を掲載して、タイムリーに募集情報が周知できるよう取り組んでいます。今後も、SNS の活用等、多様な方法による情報発信を行うことで、保健師の人材確保につなげていきます。

(2) 保健師の人材育成

1) 系統的な研修体制の構築

多様化・高度化する地域住民のニーズに応える保健師の育成のため、令和 2 (2020) 年度に奈良県保健師人材育成ガイドラインを改定し、経験年数のみによらない保健師の活動能力の成長過程を段階別に整理したキャリアラダーの明確化を図りました。系統的な研修体制の構築と、キャリアレベルに応じた実践力を身につけた質の高い保健師の人材育成を行います。

2) 統括保健師の配置

より質の高い地域保健活動を提供するために、統括保健師を配置し、市町村人事部門と連携し保健師の採用、配置、人員確保に関与するとともに、保健師の人材育成を推進します。また、市町村の統括保健師との連携体制を図りながら県全体の保健師の人材育成を推進します。

第6節 その他の医療従事者

(1) 理学療法士^{※140}・作業療法士^{※141}・言語聴覚士^{※142}

令和2(2020)年現在、県内の病院に勤務している理学療法士は1,067.9人、作業療法士は458.4人、言語聴覚士は219.2人で、平成29(2017)年の理学療法士936.9人、作業療法士439.1人、言語聴覚士190.4人に比べて増加しています(表1)。

表1 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士数の推移

理学療法士								
調査年	奈良県				全国			
	従事者数(人)		人口10万人あたり		従事者数(人)		人口10万人あたり	
	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所
H26	816.2	39.8	59.3	2.9	66,151.4	10,988.4	52.1	8.6
H29	936.9	50.8	69.5	3.8	78,439.0	13,255.8	61.9	10.5
R2	1,067.9	60.9	80.6	4.6	84,459.3	16,505.2	67.0	13.1
作業療法士								
調査年	奈良県				全国			
	従事者数(人)		人口10万人あたり		従事者数(人)		人口10万人あたり	
	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所
H26	390.2	10.6	28.4	0.8	39,786.2	2,349.9	31.3	1.8
H29	439.1	12.3	32.6	0.9	45,164.9	2,687.1	35.6	2.1
R2	458.4	7.5	34.6	0.6	47,853.9	3,201.8	37.9	2.5
言語聴覚士								
調査年	奈良県				全国			
	従事者数(人)		人口10万人あたり		従事者数(人)		人口10万人あたり	
	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所
H26	154.7	1.4	11.2	0.1	13,493.4	758.6	10.6	0.6
H29	190.4	6.0	14.1	0.4	15,781.0	858.2	12.5	0.7
R2	219.2	5.1	16.5	0.4	16,799.0	1,106.4	13.3	0.9

出典：厚生労働省「病院報告」「医療施設調査」及び総務省統計局「令和2年国勢調査」「人口推計」

※140 理学療法士(Physical Therapist: PT)・・・身体に障害のある者に、治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、マッサージなどの物理的手段を加えたりして、主にその基本的動作能力の回復を図ることを業務内容としています。

※141 作業療法士(Occupational Therapist: OT)・・・身体又は精神に障害のある者に、手芸工作その他の作業を行わせ、主としてその応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図ることを業務内容としています。

※142 言語聴覚士(Speech-Language-Hearing Therapist: ST)・・・言語、音声、嚥下などに障害のある者に、問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すための検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助することを業務内容としています。

(2) 管理栄養士・栄養士

奈良県内の特定給食施設等に配置されている管理栄養士・栄養士数は、1,378人で、その内訳は管理栄養士 808 人、栄養士 570 人です（厚生労働省「令和 4（2020）年度衛生行政報告例」）。県に配置される行政管理栄養士・栄養士について、県庁及び県保健所の配置人数は 7 名と少なく、都道府県別では 45 位となっています。また、保健所設置市を除く県内市町村の配置率は 60.5%で、都道府県別では 46 位となっています（「厚生労働省調査（令和 5（2023）年 6 月 1 日時点）」）。

生活習慣病の発症予防や重症化予防、フレイルや低栄養の予防のためには、適切な食生活実践が必要であることから、管理栄養士、栄養士の役割は重要であり、人材確保及び資質向上が求められています。

(3) 歯科衛生士

令和 2（2020）年 12 月末日現在、奈良県内で業務に従事する歯科衛生士は 1,591 人で、うち 1,487 人は診療所に、62 人は病院に勤務しています。（厚生労働省「令和 2（2020）年度衛生行政報告例」）

近年、歯と口腔の健康と全身の健康の関係が明らかにされており、治療や予防により歯と口腔の健康を保つことが一層重要視されています。また、糖尿病や周術期等などの治療については、医科歯科連携により効果を高める取組もされるようになってきています。（第 8 章第 7 節 歯科医療対策を参照）

歯科衛生士の業務は主に、①歯科予防処置、②歯科診療の補助、③歯科保健指導の 3 つですが、それぞれについて、歯と口腔の健康と全身の健康に関する最新の知見を反映して対応できる質の高い歯科衛生士が求められています。

表 2 歯科衛生士数の推移

歯科衛生士						
調査年	奈良県			全国		
	従事者数（人）		人口 10 万人あたり	従事者数（人）		人口 10 万人あたり
	病院	診療所	全体	病院	診療所	全体
H28	65	1,322	104.8	6,259	112,221	97.6
H30	50	1,361	109	6,629	120,068	104.9
R2	62	1,487	120.1	7,029	129,758	113.2

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

第7節 介護サービス従事者

1. 現状と課題

(1) 介護サービス従事者数

奈良県内の介護サービス従事者は、厚生労働省による令和4（2022）年介護サービス施設・事業所調査によると、令和4（2022）年10月1日現在の常勤換算で、居宅サービス事業所では、訪問介護 5,181人、訪問入浴介護 86人、訪問看護ステーション 1,393人、通所介護 4,945人、通所リハビリテーション 1,059人、短期入所生活介護 2,784人、特定施設入居者生活介護 1,649人、福祉用具貸与 599人、居宅介護支援 1,622人となっており、地域密着型サービスでは、認知症対応型通所介護 217人、小規模多機能型居宅介護 562人、認知症対応型共同生活介護 1,848人、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 385人、地域密着型通所介護 1,169人、看護小規模多機能型居宅介護 109人、介護予防支援 383人、介護保険施設では、介護老人福祉施設 4,879人、介護老人保健施設 2,917人、介護医療院 345人、地域密着型介護老人福祉施設 175人となっています。

なお、全サービス合計の常勤換算による従事者数は、32,307人となっています（表1）。

表1 令和4年10月介護サービス従事者数（奈良県）

	居宅サービス			
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護
従事者数（人）	5,181	86	1,393	4,945
	居宅サービス			
	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与
従事者数（人）	1,059	2,784	1,649	599
	居宅サービス	地域密着型サービス		
	居宅介護支援	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
従事者数（人）	1,622	217	562	1,848
	地域密着型サービス			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防支援
従事者数（人）	385	1,169	109	383
	介護保険施設			
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	地域密着型介護老人福祉施設
従事者数（人）	4,879	2,917	345	175
全サービス合計（常勤換算、人）			32,307	

※介護職員、看護職員、その他の職員（相談員、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の合計を示す。 出典：厚生労働省「令和4年介護サービス施設・事業所調査」

(2) 介護人材確保の実績と将来推計

介護人材確保の実績をみると、介護職員数全体は増加傾向にありますが、高齢化の進展、高齢者人口の急増に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者等は今後も増加することが予測され、介護保険制度の安定運営に不可欠な介護人材のニーズがますます高まっていることから、多様な介護人材の確保・育成・定着と、生産性向上のための取組をより一層推進する必要があります。

なお、介護人材確保の実績と将来推計の数値については、「奈良県高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」に記載しています。

2. 取り組むべき施策

(1) 多様な介護人材の確保・育成・定着

1) 介護人材の育成・確保・定着の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実

- ・介護職員が学校等で介護の仕事の魅力等を直接伝える機会の創出、高校生等を対象とした介護職場での体験学習、SNS等を活用した情報発信、親世代に向けた情報誌の作成等の様々な取組により、若者世代を含めた求職者に対し、介護の仕事への理解を促進し、魅力を発信します。
- ・働く意欲のある高齢者に対し、介護に関する入門的な研修を実施し、福祉人材センターにおいてマッチングを行うことにより、就業機会を確保します。また、高齢者一人一人の適性や生活様式等に応じた働き方を実現することができる職場環境の整備を促進し、就業先の拡大を図ります。
- ・県と関係機関との協働連携により、奈良県福祉・介護人材確保協議会を運営し、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。
- ・福祉人材センターが実施する就職ガイダンスや就職フェア等のイベント活動や、利便性の向上により、就業への気運の醸成等を図ります。
- ・介護人材確保に向けた啓発をはじめ、介護人材の育成・定着を目指した取組を推進する団体等を支援し、人材の確保に繋がります。
- ・介護現場における外国人介護人材の受入環境の整備を支援し、参入及び定着を促進します。

2) 働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり

- ・良好な福祉・介護職場づくりに取り組む事業所を認定する「福祉・介護事業所認証制度」への登録事業者を増やし、求職者への情報発信と就業職員の離職を防止します。
- ・介護現場におけるハラスメント対策等、働きやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

(2) 生産性向上の取組の一層の推進

1) 生産性の向上を目指した業務改善と適正なサービス提供のためのデジタル化の推進

市町村の文書負担軽減へ向けた取組状況のフォローアップや、小規模自治体への支援等を実施し、指定申請や報酬請求等に係る「電子申請・届出システム」の導入を促進します。

2) 介護現場におけるテクノロジーの導入促進及び活用の定着

- ・介護ロボットやICT等、テクノロジーの導入により職員の負担軽減や業務効率化に取り組む事業者を支援し、生産性の向上を推進します。
- ・介護ロボットやICT導入後の活用に関する情報提供を行い、定着を支援します。